

⑦ 家庭ごみの分別回収の推進

<説明 1>

「家庭ごみ分別の意義」

環境省

環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課 主査 石井 颯杜

家庭ごみ分別の意義

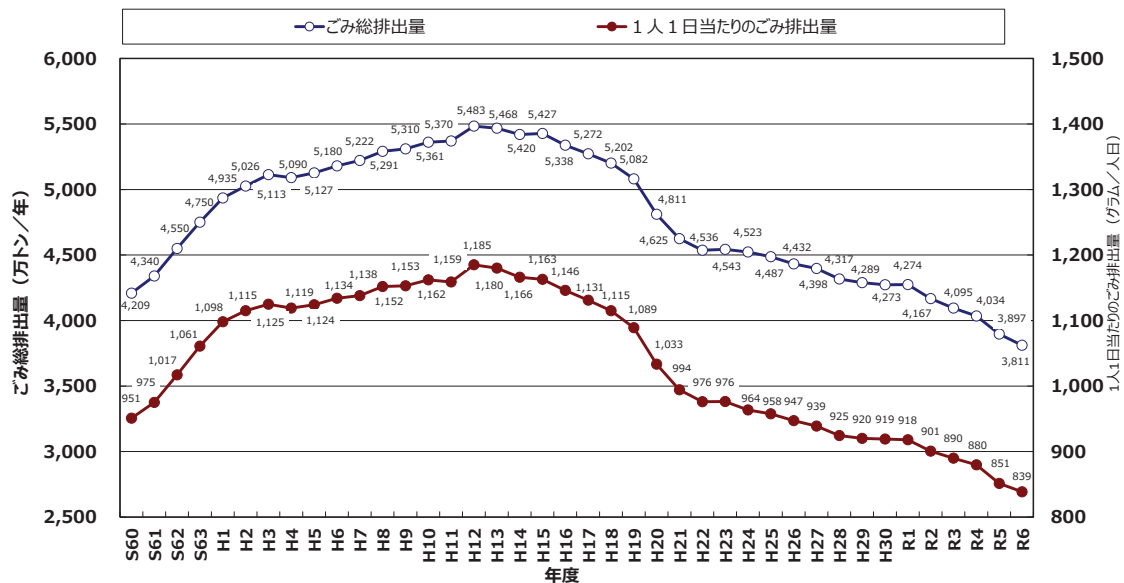
令和8年 8月

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課



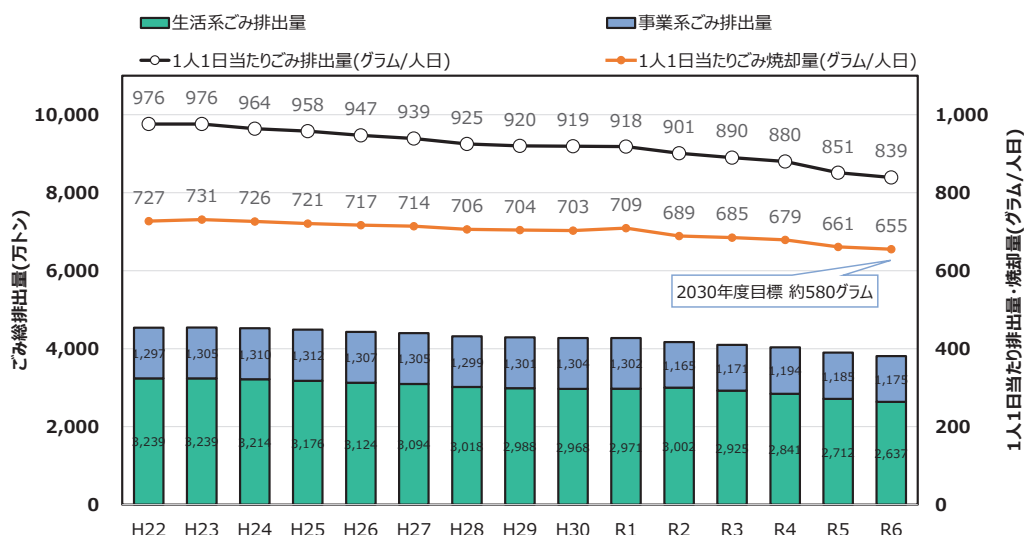
ごみ総排出量の長期推移

- 一般廃棄物の総排出量は、平成12年度頃をピークに減少傾向で推移。令和6年度はピーク時と比べて3割減。
- 1人1日当たりのごみ排出量も同様にピーク時と比べて3割減。令和6年度は839グラム。



ごみ総排出量・焼却量の推移

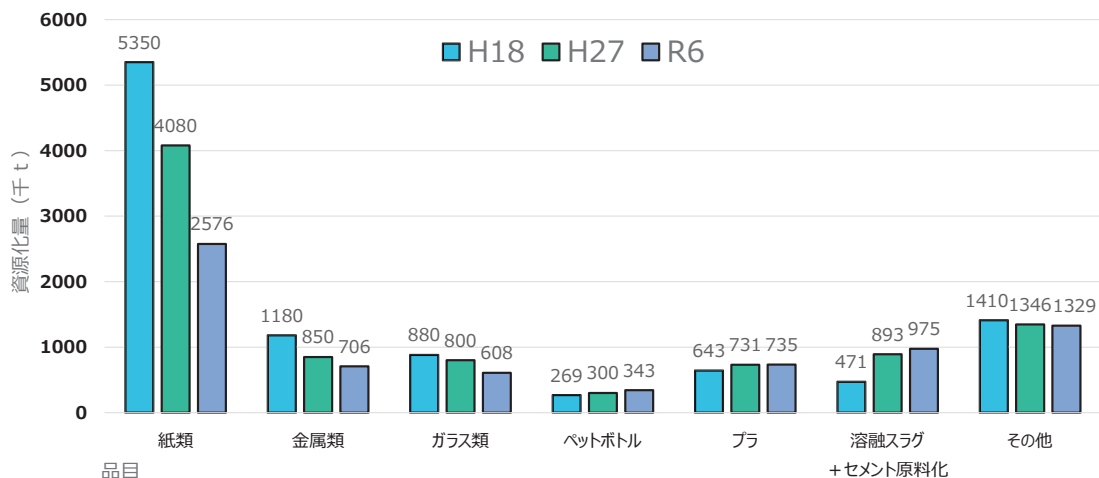
- 一般廃棄物の総排出量は、令和6年度は3,811万トン（1人1日当たりごみ排出量は839グラム）で、減少傾向。平成22年度と比べて令和6年度は事業系ごみで1割減、生活系ごみで2割減。
- 第五次循環基本計画の指標である1人1日当たりごみ焼却量についても減少傾向。



注) ・「ごみ総排出量」は、廃棄物処理法に基づく基本的な方針における、「一般廃棄物の排出量（計画収集量＋直接搬入量＋資源ごみの集団回収量）」と同様。
 ・「1人1日当たりごみ排出量」はごみ総排出量を総人口×365日又は366日でそれぞれ除した値。平成24年度以降の総人口には外国人口を含む。
 ・「1人1日当たりごみ焼却量」は一般廃棄物の直接焼却量（資源化処理残渣焼却は含まず）を総人口×365日又は366日でそれぞれ除した値。
 ・生活系ごみ排出量は集団回収量を含む。

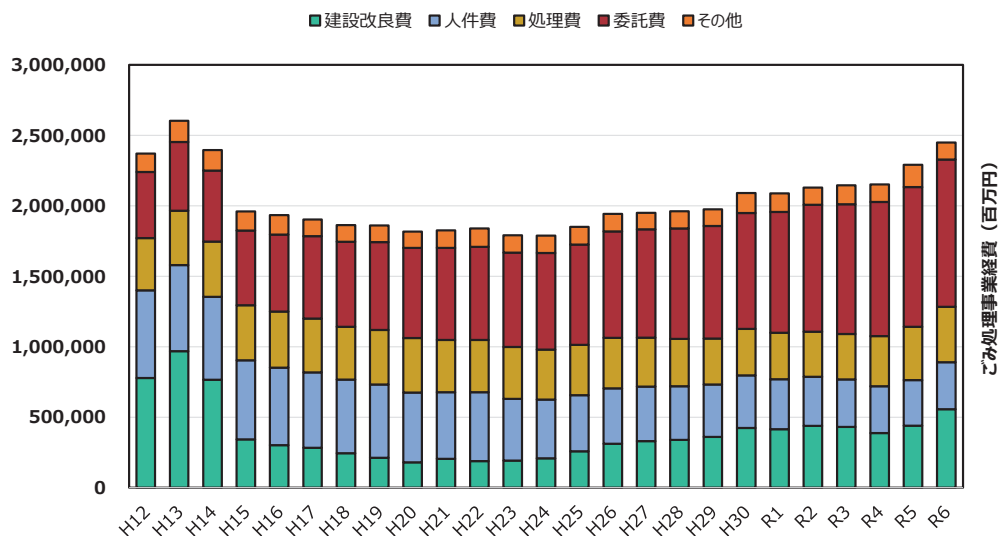
資源化量の品目別内訳

- 資源化量の品目別内訳を見ると、紙類は平成18年度、平成27年度、令和6年度にかけて大きく減少。
- 一方で、ペットボトル、プラスチック、溶融スラグ・セメント原料化は増加又はやや増加で推移しており、資源化の品目構成に変化が見られる。



ごみ処理事業経費の推移

- ごみ処理事業経費は、平成12年度以降、費目ごとに増減が見られる。近年は委託費や建設改良費の増加が目立っている。特に委託費は長期的に増加傾向。
- R6委託費はH12年度比2.2倍。R6建設改良費は直近で最も少なかったH20年度比3.1倍。



一般廃棄物の適正処理について

市町村の統括的処理責任

市町村は、適正な処理を担保するため、**一般廃棄物処理計画**を策定し、これに従って処理を実施(廃掃法第6条第1項及び第2項)

一般廃棄物処理計画

- ・市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本的な方針
- ・検討に当たっては、低炭素社会や自然共生社会との統合への配慮、地域の実情に応じた長期的展望に基づくごみ処理システムの選択を行うことなどを留意

一般廃棄物処理基本計画 (10～15年の長期計画)

※概ね5年ごとに改定

ごみ処理基本計画

生活排水処理基本計画

一般廃棄物処理実施計画 (毎年度計画)

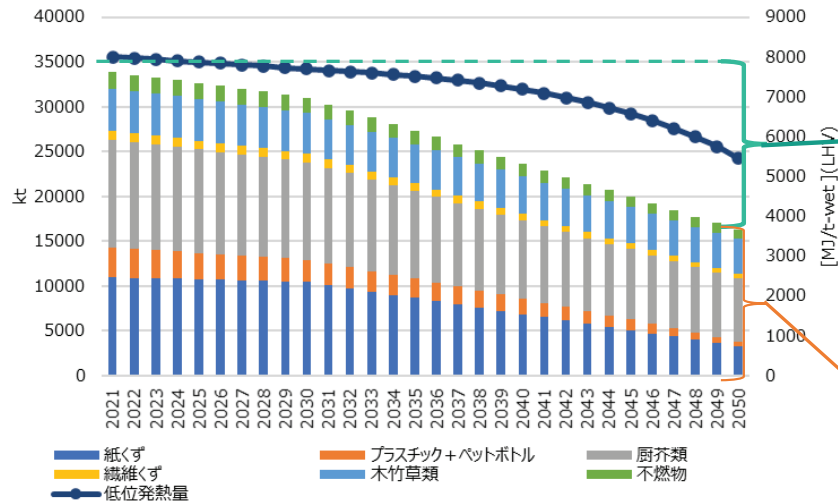
※年度末迄に次年度の処理策定

ごみ処理実施計画

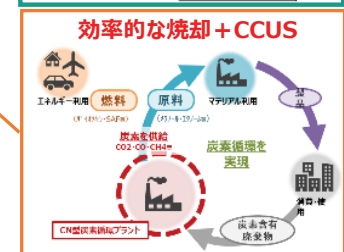
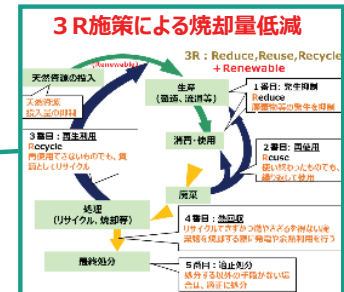
生活排水処理実施計画

廃棄物処理の方向性

- 一般廃棄物処理施設整備は、人口減少・少子高齢化下においても適正処理を通じた生活環境保全のために必要不可欠であり、中長期的な視点に立ち、災害時も含めた持続可能な処理体制の確保が不可欠。
- 3R + Renewable（バイオマス化・再生材利用等）の取組を含む資源循環の強化が重要。
- 2050年カーボンニュートラル（CN）に向け、一般廃棄物処理に伴う温室効果ガスの削減、エネルギー・熱回収の高度化、将来的なCCUS等の新技術の導入等の取組が必要。



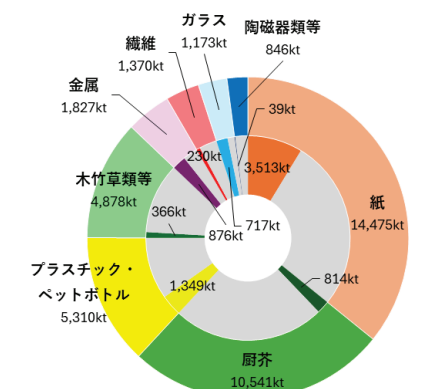
組成別焼却量と推計低位発熱量のイメージ（R3 廃棄物・資源循環分野における2050年GHG排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ（案）※イノベーション実現シナリオ）



6

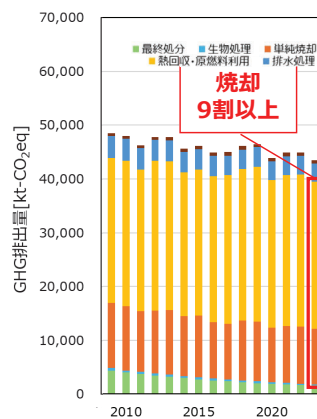
一般廃棄物処理の現状

- 一般廃棄物のリサイクル率は金属やガラスは比較的高いが、全体は20%弱で推移
- 一般廃棄物の処理により発生するGHG排出量は減少傾向であるものの、その9割が焼却に伴うものから発生している。この対策として3R + Renewableにより、化石燃料由来廃棄物を中心に、徹底した廃棄物排出抑制が必要。
- プラスチックなどの化石由来廃棄物が減少する分だけ、焼却カロリーが低減するため、同時に生ごみ等の湿潤系廃棄物を焼却から転換していくことが重要



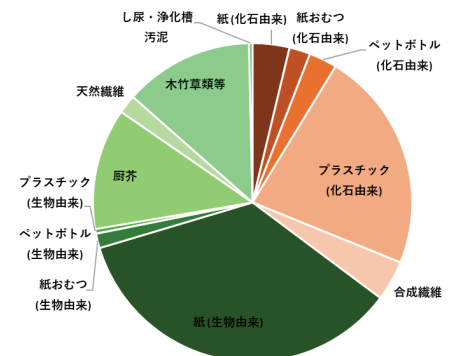
組成別の処理量と循環利用量（2022年度）

※円グラフの外側が処理量、内側のうち色付き部分が循環利用量



一般廃棄物の処理により発生するGHG排出量推移

※温室効果ガスインベントリオフィス「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」の時系列データより作成



一般廃棄物の焼却により発生するCO₂排出量（2022年度）

7

バイオマス系廃棄物分別の意義

- 資源化率を上昇していくためには、紙、生ごみ、プラスチック、木竹草類など（約87%近くを占める）の資源化が重要
- 更に、生ごみ分別を実施している自治体では、1人当たりの焼却量が少なく、生ごみ以外の品目についても一人当たりの資源化量が多い傾向

表 一般廃棄物の発生量と回収自治体数

種類	発生量 (割合)	循環利用量 (資源化率)	回収自治体数 (割合)
紙	14,124 kt (36.1%)	3,347 kt (23.7%)	1,587 (91.2%)
生ごみ	9,839 kt (25.2%)	778 kt (7.9%)	220 (12.6%)
プラスチック・ ペットボトル	5,124 kt (13.1%)	1,334 kt (26.0%)	ペットボトル：1,722(98.9%) 製品プラスチック：411(23.6%)
木竹草類	4,963 kt (12.7%)	384 kt (7.7%)	196 (11.3%)

※ 1「令和7年度 廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量 実態調査報告書」の廃棄物等の循環利用量の推計結果（令和5年度）を基に集計
 ※ 2「一般廃棄物処理実態調査 令和6年度調査結果」をもとに、全自治体に占める分別収集を実施している自治体の割合を集計。重量ベースではさらに低下する。

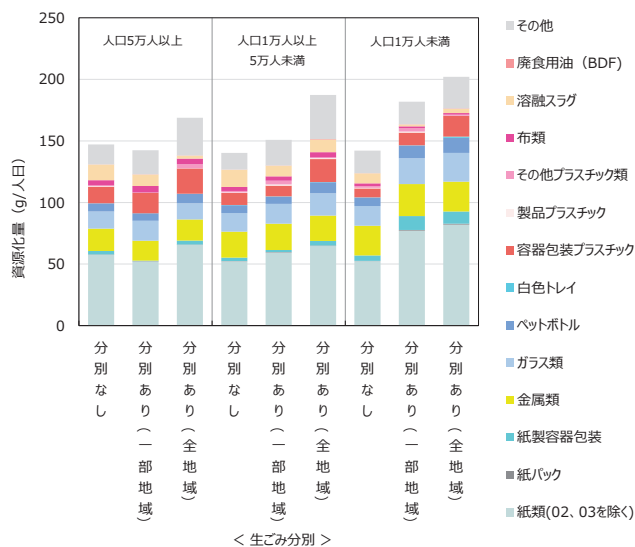


図 人口区分別の一人当たり平均再資源化量（肥料等を除く）

一般廃棄物処理システム指針の改訂

- 第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月閣議決定)が掲げる1人1日当たりごみ焼却量の数値目標（2030年度に約580g）に寄与するものとして、一般廃棄物の分別区分を含む一般廃棄物処理システム指針を令和7年3月に改訂。
- 標準的な分別収集区分、品目別の循環的利用の考え方、回収方法及び分散型資源回収拠点の説明を追加

1 標準的な分別収集区分

- ✓ 容器包装等の分別収集の実施率が向上していること、焼却処理から資源循環への移行が各品目でもとめられていることを鑑み3類型を1類型へ統一
- ✓ 地域特性を踏まえて資源循環を考えていくことが重要であり、分別収集区分や適正な循環的利用・適正処分を検討していくことが望ましいことを記載

2 適正な循環的利用・適正処分の方法

- ✓ 市町村は分別収集区分と併せ、適正な循環的利用及び適正処分の方法についても再検討することが重要であり、資源循環の方向性を目安として提示

3 回収方法、分散型回収拠点

- ✓ 地域における資源循環を促進するツールとなり得る分散型資源回収拠点の定義や設置の考え方等の説明を追加。

令和7年度より循環型社会形成推進交付金の補助メニュー化

①標準的な分別収集区分（改訂版）			②循環的利用適正処分 (回収自治体/割合)	
循環利用を目指し単一素材又は品目で分別回収	プラスチック	ペットボトル	【廃食用油 (566/32.5%)】 ○バイオディーゼル燃料、持続可能な航空燃料(SAF)、工業原料利用 ○除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分	
		プラスチック製容器包装		
		製品プラスチック		
	バイオマス	廃食用油		【生ごみ(220/12.6%)】 ○堆肥の適正利用 ○メタン発酵により生成したバイオガスの発電や燃料としての利用 ○同上
		生ごみ		
		剪定枝		
		古紙(新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑誌み)		
		紙製容器包装		
	繊維製品（衣類）	【剪定枝(196/11.3%)】 ○堆肥の適正利用、チップの燃料利用 ○同上		
	ガラス類（ガラスびん）			
金属類（アルミ缶・スチール缶、小物金属）				
小型家電				
リチウム蓄電池やリチウム蓄電池を使用した製品				
その他専用の処理のために分別するごみ				
粗大ごみ				
燃やさないごみ				
燃やすごみ				

資源循環型の一般廃棄物処理システムの構築に係る特別交付税措置について

- 指針には、全ての市区町村がバイオマス系廃棄物（生ごみ、剪定枝、廃食用油）の分別収集及び適正な循環的利用に努めることが盛り込まれ、再資源化のための分別回収を促進するため、バイオマス系廃棄物の分別収集及び再資源化経費について、令和7年度より特別交付税が措置される。
- これらの技術的、財政的支援を通じて、適正処理を確保しつつ発生抑制・分別・再資源化等の推進による焼却量削減の取組みを進め、資源循環型の一般廃棄物処理システムの構築を促進する。
- 一般廃棄物処理システムの指針を踏まえた再資源化に向けて、かかりまし経費が生じている場合が対象。対象となる廃棄物の量は、分別については収集方法によらず回収量、再資源化については再資源化工程への仕向け量が対象となる。

【算定式】

$$\text{算定額} = \left\{ \text{分別収集費用} \times \text{分別収集量} \right\} + \left\{ \text{再資源化費用} \times \text{仕向け量} \right\} \times 0.5 \text{ (措置率※)}$$

※廃食用油は、売却益があるため分別収集に要する費用のみ措置
※財政力補正あり

【対象イメージ】



10

標準的な分別収集区分

- 一般廃棄物処理システム指針を令和6年度に改訂し、**標準的な分別収集区分**、**品目別の望ましい循環的利用の考え方**、回収方法及び**分散型資源回収拠点の説明**を追加
- 改訂内容に対応する制度的措置として令和7年度から以下を実施。
 - ・可燃物（生ごみ、剪定枝、廃食用油）の分別収集及び再資源化経費、**特別交付税措置の設立**
 - ・循環型社会形成推進交付金等における**分散型資源回収拠点の整備事業への支援**

回収方法	特徴
ステーション回収	収集時間までに定められた集積所まで住民がごみを運び、収集を行う方法。多くの市町村で原則として利用者がごみ集積所の設置・管理を行うことになっており、ごみ集積所の設備の設置をするのは自治会、管理組合、住民グループ、土地の開発事業者、アパートの所有者や管理会社など様々である。
戸別回収	収集時間までに住民が各戸別にごみを排出し、収集を行う方法。ステーション回収のように地域の連携を取らず、排出者個人の責任が明確なので、住民同士や収集する市町村とのトラブルが少ないのが特徴。ごみを出す側にとっては、ごみ集積所にごみを運ぶ手間が少なく利便性が高い。ごみを収集する側にとっては、排出者責任が明確になることでごみ出しルールを守ってもらいやすいという利点がある一方、ステーション回収よりも収集効率が落ちるというデメリットもある。
拠点回収（分散型資源回収拠点） （専用の施設整備を伴う場合）	専用の敷地等あるいは施設を設けて、コンテナやフレコンバッグ等が設置され、利用時間帯を広く設定し、一定の時間内に住民が多品目を排出できる方法。同時に複数品目の回収が行える方法であり、ステーション回収・戸別回収や集団回収では回収していない品目も含めて多品目の回収による資源化も可能となる。
拠点回収 （専用の施設整備を伴わない場合）	回収ボックス（回収箱）を住民の往来の多い既存施設など様々な地点に常設し、排出者が直接投入する方法。回収ボックスの設置場所として公共施設（役所等）、スーパー、家電販売店、ホームセンター、ショッピングセンター、郵便局、学校、駅、駐輪場等が挙げられる。
集団回収	市町村による用具の貸出、補助金の交付等で市町村に登録された住民団体によって資源物を回収する方法。

11

分散型資源回収拠点施設の整備への支援事業を創設（令和7年度～）

【措置内容】

原則、令和7年度以降に以下の要件により新規着手する分散型回収拠点施設について、回収された廃棄物の処理工程（再生材としての使用見込み）を明示出来る場合に土地造成・建設・設備に係る費用の一部を補助する。

【要件】

- 施設設置による予定回収量やリサイクル率を循環型社会形成推進地域計画へ明記する。
- 回収物の再生手法や再生材の用途を循環型社会形成推進地域計画へ明記する。
- 可燃物の焼却量低減に繋がるよう、回収品目に関して要件設定（生ごみ、廃食用油、剪定枝のいずれかを含むこと）。
- 広域化・集約化と対極となる分散型処理となるため人口要件を設定（人口5万人当たり1施設程度とする）。

【交付率】

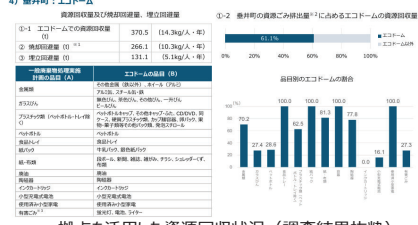
1 / 3

※焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際に、本施設については、当該跡地を利用しない場合であっても廃焼却施設の解体事業を交付対象に含めることが可能

分散型資源回収拠点の事例まとめ

- ✓ 資源循環及び地域経済・社会に貢献する分散型の資源回収拠点を整備するための施策検討の参考情報を整理

4) 番井町：エコドーム



- ✓ 施設の規模、回収対象品目、レイアウトなどの事例を掲載

- ✓ 実践的な検討につながるよう、拠点回収の効果として、資源化量、焼却回避量、埋立回避量を評価

拠点を活用した資源回収状況（調査結果抜粋）

https://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/gl-mcs/index.html



12

「資源循環分野の地域循環共生圏ガイドンス」について ～ガイドンスの目指す方向性～

長期的視点＋実践的視点の両側面から、資源循環分野における地域循環共生圏の構築を目指す



ガイドンス長期構想編

資源循環と施設整備の一体検討の方向性を提示



ガイドンス資源循環実践編

分散型資源回収拠点の役割を評価

両ガイドンスによるインプット



資源回収ポテンシャルの提示



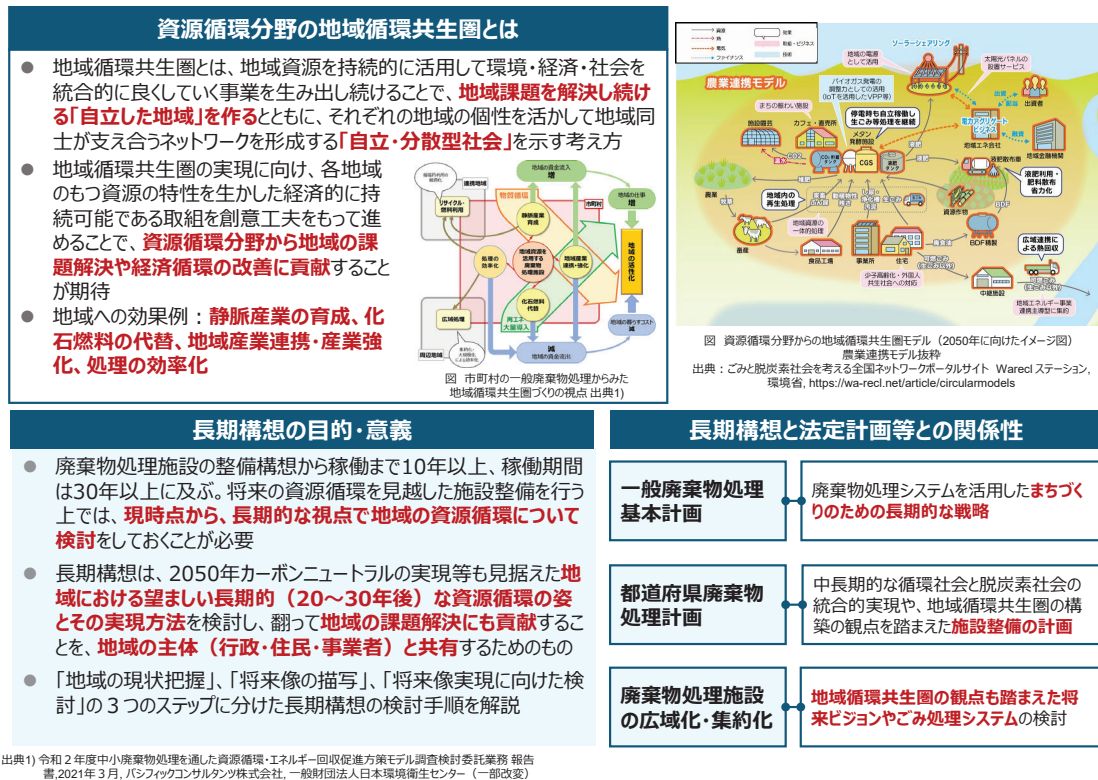
地域の民間企業連携の推進



焼却減によるコスト抑制効果

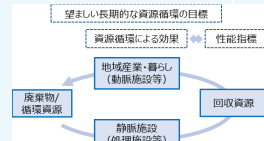
施設整備、広域化・集約化における地域循環共生圏の考え方の実践

「資源循環分野の地域循環共生圏ガイドス長期構想編（案）」の概要（2025年度時点）



14

「資源循環分野の地域循環共生圏ガイドス長期構想編（案）」の概要（2025年度時点）

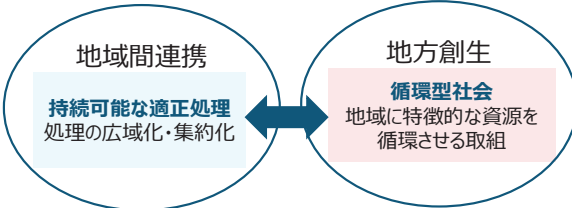
作成主体と検討のタイミング			
長期構想作成のケース	作成主体	関連主体	検討のタイミング
市町村単独で主導	廃棄物・資源循環担当部局	・産業振興・企画調整等の所管部局 ・一部事務組合 ・主要産業 ・有識者 ・地域市民団体 等	・一般廃棄物処理基本計画と一体的に作成 ・広域化・集約化の検討時
複数の市町村で連携して検討			
広域的な目線で都道府県が主導			・長期広域化・集約化計画や同計画を一部として含む廃棄物処理計画と一体的に作成
検討の手順			
地域の現状把握	将来像の描写		将来像実現に向けた検討
<u>静脈施設（処理施設等）と廃棄物／循環資源、回収資源の整理</u> 既存計画を参照し、地域内の処理施設の現状やごみ量・性状、処理システム等を整理	<u>望ましい長期的な資源循環の目標の検討</u> 長期構想の将来像を描く目標年を設定 地域の目指す目標や課題解決に資源循環分野からどのように貢献可能か検討	<u>資源循環の構成要素の組合せ検討と可視化</u> 現在の構成要素と将来の地域に含めたい構成要素を付箋等に書き出し、組合せを検討 将来像のイメージ図を作成	<u>資源循環による効果の検討</u> 将来像に含まれる各種取組の効果を検討 <u>長期構想の推進体制</u> 共同体や協議体を設置し、将来像実現のための連携した取組を推進 <u>法定計画等への反映</u> 長期構想を法定計画等に反映されることで実現性を向上
<u>地域産業・暮らし（動脈施設等）と廃棄物／循環資源、回収資源の整理</u> 既存計画やヒアリングから、地域産業・暮らし（動脈施設等）の現状や誘致計画、排出される廃棄物／循環資源等を整理	<u>マイルストーン及び性能指標の設定</u> 法定計画等の策定時や施設更新、産業誘致の検討時等をマイルストーンに設定 このタイミングで、法定計画等への反映や各種具体的な施策を検討 長期構想による効果を測る性能指標を設定		
<u>地域の将来像と課題の整理</u> 既存計画から地域の総合的な将来像や目標、基本理念・方針及び課題を抽出			

15

「資源循環分野の地域循環共生圏ガイドンス資源循環実践編（案）」の概要（2025年度時点）

背景・課題

- 資源回収量を最大化することにより、焼却量を削減することを施策の目的とする必要。
- 持続可能な適正処理と循環型社会の形成を一連の施策として捉えて両輪で検討し、地域循環共生圏の形成に資することが重要。



一連の施策として捉え、両輪で検討することが重要

ガイドンスの目的

管内の資源循環の計画に分散型資源回収拠点を活用するため、分散型資源回収拠点の施設整備構想の参考となる情報を提供※

※令和7年度より「分散型資源回収拠点施設」が交付金の対象に追加

ガイドンスで扱う分散型資源回収拠点※

- 専用の敷地等あるいは施設を設けて、コンテナやフレコンバッグ等が設置され、利用時間帯を広く設定し、一定の時間内に住民が多品目を排出できる。
- 同時に複数品目の回収が行える施設であり、ステーション回収・戸別回収や集団回収では回収していない品目も含めて多品目の回収による資源化が可能。

※「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成19年6月（令和7年一部改訂）環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課）

分散型資源回収拠点を整備する効果

資源回収

焼却ごみの減量

- 多品目の資源ごみを回収することで、可燃ごみに含まれる資源化可能なごみを削減

資源回収量の増加、回収物の品質確保

- 多品目の資源ごみをなるべく多く回収
- 汚れや異物の少ない資源ごみを回収し、品質の高い再生材の生産につなげる

有害ごみの適正処理

- 分別収集、運搬、処分各段階において安全面で注意が必要となる品目（例：リチウム蓄電池、スプレー缶）を分けて回収

副次的効果

- 収集費用の節約
- 災害廃棄物発生量の抑制

その他

- 地域での資源循環やリユース・リペアの推進
- 分別や資源活用に関する住民の理解促進
- 地域活性化への貢献

「資源循環分野の地域循環共生圏ガイドンス資源循環実践編（案）」の概要（2025年度時点）

提供する情報

分散型資源回収拠点を整備する際に検討する事項について、基本的な考え方、検討する際の観点や重要となる事項、例、参考情報を提供

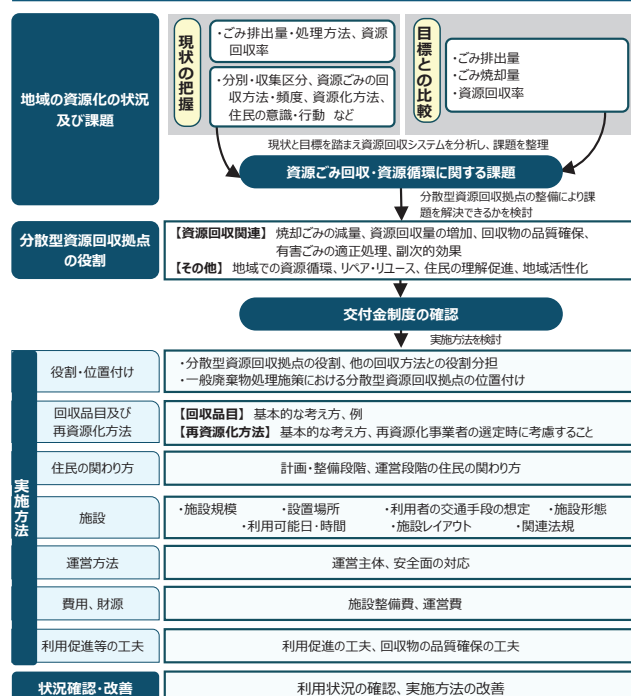
使い方

- 先進的な取組事例等を参考に、基本的な内容としています。事例の詳細は「分散型資源回収拠点に関する調査結果」で確認することができます。
- 一歩先の取組や欧州の取組をコラムで紹介しています。



「分散型資源回収拠点に関する調査結果」より

ガイドンスの構成



ご静聴ありがとうございました。
